平成27年度廃家電の不法投棄等の状況について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成29年1月19日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　環境省大臣官房

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　廃棄物・リサイクル対策部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企画課リサイクル推進室

１．背景

廃家電４品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式及び液晶・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）については、家電リサイクル法に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成13年４月から実施されております。

これを受け、環境省では、毎年、４月１日時点での市区町村における不法投棄された廃家電４品目の回収状況等について調査を実施しています。

今回の調査の対象市区町村は全1,730市区町村（総人口約12,709万人）で、対象期間は平成27年度です。

２．廃家電４品目の不法投棄台数について

平成27年度の不法投棄された廃家電４品目の回収台数（以下、「不法投棄回収台数」という。）のデータを取得している1,341市区町村注1)における不法投棄回収台数をもとに、人口カバー率注2)で割り戻して算出した全国の不法投棄回収台数（推計値）は、69,700台で、前年度と比較して6.6％減少しました（図１）。品目ごとの割合は、エアコンが1.5％、ブラウン管式テレビが62.2％、液晶・プラズマ式テレビが6.2％、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が20.2％、電気洗濯機・衣類乾燥機が9.8％でした。注3)。

また、1,341市区町村において、市区・町・村の１万人当たりの不法投棄回収台数は、それぞれ、市区が5.1台、町が9.4台、村が26.1台であり、町村部で単位人口当たりの不法投棄回収台数が多い傾向が見られました（表１）。

　不法投棄物を回収した場所別の実績台数は、ステーション等のごみ集積場所が最も多く、次いで、道路上、道路高架等の公道の順に多くなっております（表２）。

注１）1,341 市区町村の人口の合計は約11,898万人（総人口の約94％）です。

注２）不法投棄台数のデータを有していた市区町村の合計人口の総人口に占める割合です。

注３）四捨五入の関係上、百分率の合計が100％とならないことがあります。

**（図１）不法投棄回収台数**



**（表１）市区・町・村それぞれの１万人当たりの不法投棄回収台数（平成27年度）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | １万人当たりの不法投棄回収台数[台] | 回答市区町村数[市区町村] | 平均人口[人] |
| 市区 | 5.1 | 736 | 149,875 |
| 町 | 9.4 | 532 | 15,531 |
| 村 | 26.1 | 73 | 5,616 |
| 市区町村 | 5.5 | 1341 | 88,725 |

**（表２）不法投棄物を回収した場所別の実績台数（平成27年度）**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 回収台数（台） |
| ステーション等のごみ収集場所 | 12,263 　 |
| 道路上、道路高架等の公道 | 10,232 　 |
| 民有地以外の山林、田畑等 | 6,145 　 |
| 公園、港湾等（道路、河川用地以外の公共用地） | 2,069 　 |
| 河川敷等の河川用地内 | 1,537 　 |
| 小売店以外の民有地 | 1,228 　 |
| 小売店の敷地 | 14 　 |
| その他 | 2,040 　 |

※その他として以下が挙げられた。

　空き地、山林、海水浴場、公共施設　等

３．廃家電４品目の不法投棄物の処理状況について

平成27年度に廃家電４品目の不法投棄物を回収している市区町村において、１件の不法投棄現場で回収した廃家電４品目の回収台数は、１台：81.7％、２～４台： 15.8％、５～９台：1.7％、10台以上：0.8％でした（図２）。

また、未回収の不法投棄家電が市中に残存している市区町村は全体の17.4％であり、その理由としては、私有地で立ち入りできないこと（140 件）や、谷底等険阻地に投棄されており、回収が物理的に困難であること（119 件）が大半でした（図３）。

**（図２）平成27年度における１件の不法投棄　　（図３）未回収の不法投棄物がある理由**

**現場当たりの回収台数**



４．廃家電４品目の不法投棄未然防止対策について

　平成27年度において、９割以上の市区町村が不法投棄未然防止対策を講じております（図４）。具体的対策としては、ポスター・チラシ・看板等による普及啓発（89.0％）や、巡回監視、パトロール（82.7％）が多く実施されていたほか、住民や警察と連携した監視・通報体制が構築されている市区町村も多数ありました（図５）。

**（図４）廃家電４品目の不法投棄 　　　　　　　　　　（図５）廃家電４品目の不法投棄**

**未然防止対策　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 未然防止対策の具体事例**

**（平成27年4月1日時点）**



対策の具体的内訳

（参考）廃パソコンの不法投棄回収台数について

平成27年度の不法投棄された廃パソコンの回収台数のデータを有する366市区町村における品目別の廃パソコンの不法投棄回収台数は、デスクトップが932台、ノートブックが731台、ブラウン管式ディスプレイが779台、液晶ディスプレイが690台、合計3,132台でした。

（参考資料）廃家電４品目の不法投棄回収台数（平成27年度 都道府県別 実績値）

（廃家電４品目の不法投棄回収台数データを取得している1,341市区町村）

